

補足説明 (資料：外国人旅行者等への消費税免税販売制度について)

P8-2 「非居住者」について ※別紙参照 (別紙 - 1)

P8-3 「免税対象物品」について

①1 日 1 店舗以上の利用可能。既存免税物品の購入価格に上限はない。

②連日同じ店での利用も可能。

③1 万円というのは価額ではなく、1 日 1 店舗での合計金額 (税抜)。

P8-3 ※非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな場合は免税販売対象外について

輸出物品販売場における旅券等の提示を受けて「購入者誓約書 (および購入記録票)」の作成による免税の対象となる物品は、通常生活の用に供する物品に限られる。したがって、外国人バイヤーが、たとえ非居住者で、旅券等の提示をしても、販売用・事業目的で購入される物品については、購入者誓約書作成による免税の対象にはならない。

このような場合には、店側がバイヤーから注文を受け、店側自らがバイヤーの指定する国外へ輸出すれば、消費税法第 7 条の輸出免税の規定を受けることができる。

P10-2 「複数店舗分まとめて申請することは可能」について

①ビルのオーナーがテナント分をまとめて申請は出来ない

②事業者内でまとめて申請は可能

輸出物品販売場の許可は、その販売場ごとに受けなければならないが、許可を受けようとする販売場が 2 以上ある場合で、2 以上の販売場の許可を同時に受けようとするときは、各販売場の所在地及び名称、販売場所在地の所轄税務署名を適宜の様式に記載したものを添付して「輸出物品販売場許可申請書 (様式通第 20 号様式)」を納税地 (本社) の所轄税務署長に提出することで、各販売場の申請を行うことができる。

例-1. 本社が東京で、支店が京都と大阪の場合は、本社のある東京の税務署でまとめて申請することができる。ただし各支店が各自納税している場合は、各納税地の税務署への申請となる

-2. 京都市内に 3 店舗ある場合。納税地の所轄税務署に 3 店舗まとめて申請ができる

P12 (参考 1)

①「非居住者の利用度が高いと認められる場所」について

明確な数字の区別はなく、あくまでも税務署の判断となる。申請時点で利用度が高いことまでを求めるのではなく、今後、非居住者の利用が見込まれる場所も含む。非居住者が出国する空港や港、観光地は、一般的に利用度が高いと認められる場所と考えられるが、これらの場所に限られない。

②「非居住者に対する販売に必要な人員の配置」について

外国語が流暢でなくてもよい。お客様に手続きの一連の流れを説明できればよい。指さし会話やジェスチャーでもよい。パンフレット等の補助材料を活用しながら、非居住者に手続きを理解してもらえればよい。

〈参考2〉

- ①現在、申請後許可が下りるまで約2カ月要している。
- ②社内の免税販売マニュアルは標準的な書式は特にない。
- ③申請後、最寄りの税務署から現地調査がある。内容としては、免税販売表示の有無、手続き書類の有無、販売員が免税手続きの一連の流れを把握しているかの確認、マニュアルの有無の確認等が行われる。詳しくは所轄の税務署に確認されたい。

P15-1 「※非居住者であっても、旅券等を所持していない者には、免税販売ができない」について
パスポートのコピーや外国人登録証明書では免税販売は出来ない。旅行者が「ホテルにパスポートがある」と言っても所持して来店しない限り免税販売は出来ない。

P15-3 「別送した場合は除く」について
よくある質問（問5）を参照。

P16(5)-① 「購入記録票」について
購入記録票は店舗側で記入・作成し、お客様のパスポートに貼付。記録票は販売場毎で作成必要。あらかじめ「所轄税務署」「納税地」「販売場」「販売者氏名」を印字して作成することも可能。

P16(5)-② 輸免スタンプについて
各事業者にて指定のサイズで作成。各個人の認印は使用できない。

P17.(5)-② 「購入者誓約書」の記載・保存について
伝票番号は続き番号で作成，保存が必要。記入に失敗した場合は破棄せず続き番号で保存する。

P18(5)-③ 在留資格について ※別紙参照（別紙-2）

P20-(1). 免税対象物品の範囲の拡大について
①消耗品の販売は平成26年10月1日以降適用。それまでは消耗品の免税販売は出来ない。
②消耗品の免税販売は10/1までできないが、許可申請は今からでも可能。
③一般物品、消耗品の分類リストは特にない。現行では店側が消耗品と一般物品の区別をする形となる。
④販売合計額は消費税を含めない本体価格の金額で一般物品が10,001円以上，消耗品が5,001円以上50万円まで。

P21-(2). 消耗品の免税販売の注意点について
①50万円を超える額は免税にならない。
②割印は指定サイズの輸免スタンプでなければならない。個人の認印等は不可。
③現行の購入誓約書も使用可（上陸地は空白でよい）だが、「購入後30日以内に輸出する」旨は用紙に追加で記載が必要。表面に余白がない場合は、裏面に記載でもよい。スタンプなどで押印も可。
④包装に指定があるのは消耗品販売時のみ。一般物品の包装には指定はない。

P22-(2). 消耗品の免税販売の注意点②「包装」について
○プラスチック製の袋は指定された袋を購入し使用する（サイズ、形状等は後日発表予定）
○「箱」の場合、素材については指定がない（発泡スチロールやプラスチックも使用可能）

P22(2)-② 「開封した場合に開封したことが分かるシールで封印すること」について
封印用のテープ（箱包装時も同様）に関しても指定のテープを使用する（購入方法等については後日発表予定）。

P22(2)-③箱の場合には、内容物の品名及び品名ごとの数量を記載する又は記載した書面を添付について

- 書面は日本語記載のみでもよい。
- レシートでも代用可（ただし品目が印字されているレシートに限る）。

P24(3) 一般物品の免税販売における保存すべき書類の追加

※電磁的記録とは、現行ではパスポートリーダーのみ記録が認められている。スキャナーは、現在使用を認められていない。

【保存場所】本店（納税地）または販売場にて保管。

P25(4) 購入記録票等の様式の弾力化等について

- 購入記録票の記入は日本語でよい。
- 控えは特に必要ない。販売店は購入者誓約書を保存（7年間保存）。
- 明細書はレシートで代用可。ただし、品名ごとの数量、価額、合計額が印字されるレシートで尚且つ、免税額計（消費税の合計）があるもの。
- レシートはコピーでも利用可。
- 一般物品と消耗品の明細書（レシート）はそれぞれ分けて作成し、購入記録票に添付する。
- 記録票に記載する価額は税抜価格で記入する。
- 品名、数量、価額の記載に不備があると後日課税対象となる。
- 品名の記載内容は詳しく記載してもよいが、お菓子・お酒・衣料品等の大きな分類項目でもよい。
- 旅券に貼付の方法に特に指定はない。ホッチキス、テープ、のり等いずれも可能。
ただし容易にはがれないものが好ましい。貼付時、折りたたんでもよい。割り印は必ず行う。
- 複数枚記録票を貼付する際も特に規定はない。必ず旅券との間に割り印をすること。
- 購入記録票は現行制度ではA6サイズだが、改正後以降はサイズの指定はない。
- 既存の購入記録票の使用も可。ただし誓約書と複写になっている場合は、消耗品用の誓約内容の追加記載が必要となる。裏面に追加記載でも可。

よくある質問

(問 1) インターネット又は通信販売により販売した場合でも、免税販売できますか

輸出物品販売場での免税販売は、輸出物品販売場において、非居住者に対し、所定の手続きを踏まえて販売することが必要となります。インターネット等による販売は、所定の手続きに基づいておりませんので免税販売できません。なお、輸出免税（法7①）に該当する場合は、免税となります。

(問 2) 本人以外の代理人への免税販売はできますか

本人以外の代理人への販売は、本人の旅券等の提示等所定の手続きを行うことができませんので、免税の対象となりません。

(問 3) 自動化ゲートで入国したため、旅券等に「上陸許可の認印」がなく、上陸許可年月日が不明である場合は、どのようにして免税手続きを行うのでしょうか

輸出物品販売場において免税販売を行う場合は、物品を購入する者は輸出物品販売場を運営する事業者に対し、旅券等を提示し、非居住者か否かの確認を受けることとされています。

一方、入国の際に自動化ゲートを利用し、旅券等に「上陸許可の認印」が押印されていない場合は、上陸許可年月日が不明であるため、非居住者か否かの確認がとれないことから、輸出物品販売場制度における免税販売を行うことはできません。

なお、自動化ゲートにより入国する場合であっても、別途、認印が必要である旨を申し出ることでより認印を受けることができます。

(問 4) 旅券等に押印されている「上陸許可の認印」の上陸許可年月日が、入国日になると認識していますが、再入国をした場合は、同様に旅券等に押印される「再入国の際の上陸許可の認印」の上陸許可年月日が入国日になるのでしょうか。

再入国とは、日本を一時的に出国し、再び「在留期間」内に入国する際、ビザ及び在留資格認定の申請を省略するために行う手続きです。

したがって、付与された「在留資格」を失効させないために再入国という手続きをとっており、再入国は在留期間に影響するものではないから、最初に入国した際の「上陸許可の認印」の上陸許可年月日を起算日として取り扱う事となります。

(問 5) 当店でお買い上げ後、郵送により海外発送した場合は、免税できるのでしょうか。

郵便等で海外発送する場合で免税にするためには、次の2通りの方法があります。

(但し、輸出物品販売場による免税と輸出免税とは異なります)

①外国人旅行者等の非居住者が注文した物品を販売業者名で輸出する場合

居住者が物品の注文をし、販売業者名で海外の非居住者の指定場所に発送する場合には、輸出免税（法7①）の規定の適用を受けることができます。

この規定は、通常の輸出取引を対象としていますので、非居住者に限るとか、通常生活の用に供する物品に限るという制限はありません。

なお、輸出免税の規定をうけるには、販売者が輸出取引であることの証明書類を保存しておく必要があります。

輸出物品の価額が、20万円を超える場合と、20万円以下の場合では取り扱いが異なりますので注意してください。

(1) 20万円を超える場合

郵便物の取り扱いにかかる郵便局の所在地を所轄する税関長の証明した書類の保存が必要です(法7②、規則5①一)

(2) 20万円以下の場合

次のイ又はロの保管が必要です(法7②、規則5①二)。

イ販売者が①輸出年月日、②物品の品名、品名ごとの数量及び価額、③郵便物の受取人の氏名又は名称及び住所等を記載した帳簿

ロ郵便局から交付を受けた物品受領書その他の書類で①販売者名及び住所又は事務所の所在地等、②物品の品名、品名ごとの数量及び価額、③郵便物の受取人の氏名又は名称及び住所等が記載されたもの

②非居住者自身が輸出する場合

輸出物品販売場において免税物品を購入した非居住者は、出国する際、免税購入物品を携帯等の方法により輸出するとともに、旅券等に貼付けられた記録票を税関長に提出することとされており、出国する際に免税購入した物品を携帯(輸出)していない場合には、免税に係る消費税及び地方消費税の額に相当する額を税関に納める必要があります。

一方、その非居住者が免税購入物品を郵便により輸出した場合は、郵便物の受付の際に発行される受領証(内容品の品名、数量、価額等が記載されているものに限る。)又は受領明細書により輸出済であることの確認をうけることとなります。

よって、輸出物品販売場においては、通常の免税販売と同様に取り扱っていただいで結構です。

(問6) 輸出物品販売場の許可をうけている販売場を移転しましたが、手続きはどうしたらよいですか

輸出物品販売場の許可は、販売場ごとに受けなければなりませんので、移転後の販売場については、新たに輸出物品販売場の許可を受けなければなりません。

また、移転前の輸出物品販売場については、「輸出物品販売場廃止届出書(様式通第21号様式)」を提出することとなります。

(問7)

当社の店舗は、輸出物品販売場の許可を受けています。外国の要人が来日した際、当社の輸出物品販売場を利用することがありますが、旅券等を提示しません。このような場合、明らかに非居住者であることが分かりますから免税の対象としてもよいですか

非居住者に対して免税販売をする場合には、旅券等の提示を受けた上、旅券等の記載事項を「輸出免税物品購入記録票(規別表第1)」に記載することとされていますので、旅券等の提示を受けない場合には、たとえ非居住者であることが明らかな場合であっても免税の対象になりません。

(問 8) 国連関係者、外交官の方の免税手続きで、証明書はどのようなものを提示してもらおうのですか

国連関係者及び外交官についても、旅券等を提示してもらい、在留資格が「外交」及び「公用」であることを確認することになります。

(問 9) 「購入誓約書」は、消費税の確定申告書に添付が必要ですか

消費税の確定申告書に添付する必要はありません。ただし、購入した日の属する課税期間の末日の翌日から 2 カ月を経過した日から 7 年間保存しなければなりません。

(問 10) 非居住者に販売した免税物品の返品を受けた場合は、どのように処理したらよいですか

旅券等にはり付けられている輸出免税物品購入記録票は、旅券等にはりつけたままにしておき、その余白にその物品が返還された旨を記載して事業者の印を押印することとなっています。

以上

本資料の情報を引用、転記、配布される場合は必ず京都文化交流コンベンションビューロー (KCB) に事前にお問合せ頂き、出典を「出典：京都文化交流コンベンションビューロー (KCB)」と明示してください。後日、掲載した資料の原物、もしくはその一部 (写しも可) をご送付 (ご提出) ください。